

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 ・千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	学校事務支援システム用端末等賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	2,265,252 円
工事等の概要	本事業は平成29年度以降に導入した学校事務支援システム用端末について、賃貸借契約の更新（再リース）を行うものである。
随意契約の理由	現在導入している端末については、令和8年3月31日をもって再リース期間が満了するため、引き続き新規契約を行う必要があるが、 1 機器使用に関して、長期の契約をしてきたが、長期使用に伴う大きな障害は発生しておらず、かつ利用者の運用定着化が進んでおり、安定的な運用が継続できる。 2 本端末が利用するシステムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）」において、国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行することが地方公共団体に義務付けられており、当市では令和9年2月を予定している。システム移行後は新端末への入替が必要なため、それまでは新規に調達を行うよりも再リースを行う方が安価になり経済的である。 以上の観点より、再リースを実施することが、安定的なシステム運用と費用の抑制を図ることができ、最も効果的である。 したがって、本事業の性質及び目的が競争入札には適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第

	1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、現行の契約締結事業者である株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店の 1 者より見積書を徴するとともに、随意契約の相手方とする。
--	--